

○指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p><b>第二章 削除</b></p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（<b>第五十二条の二</b>―第五十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第十九条・第六十条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条―第六十四条）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p><b>第七章 削除</b></p>	<p>目次</p> <p><b>第二章 介護予防訪問介護</b></p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九条―第四十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十三条 ― 第五十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第十九条・第六十条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条―第六十四条）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p><b>第七章 介護予防通所介護</b></p> <p>第一節 基本方針（第九十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十九条・第一百条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（<b>第一百条</b>）</p> <p>第四節 運営に関する基準（<b>第一百二条―第一百九条</b>）</p>

第八章 介護予防通所リハビリテーション  
第一節 基本方針（第百十八条）  
第二節 人員に関する基準（第百十九条）  
第三節 設備に関する基準（第百二十条）  
第四節 運営に関する基準（第百二十一条）  
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十六条―第百二十九条）  
第九章 第十三章（略）  
附則

第二章 削除

第五条から第四十八条まで 削除

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百十条―第百十三条）  
第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十四条―第百十七条）  
第八章 介護予防通所リハビリテーション  
第一節 基本方針（第百十八条）  
第二節 人員に関する基準（第百十九条）  
第三節 設備に関する基準（第百二十条）  
第四節 運営に関する基準（第百二十一条）  
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十六条―第百二十九条）  
第九章 第十三章（略）  
附則

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第六条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第三条第一項に規定する者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることのできる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事させることができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが

同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

#### 第三節 設備に関する基準

第八条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十

七条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提

供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合等であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

- 第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### （介護予防支援事業者等との連携）

- 第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め

なければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。



(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十五条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡をすることその他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。）は、介護予防訪問介護計画の作成及び変更並びに指定介護予防支援事業者への報告業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（運営規程）

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（介護等の総合的な提供）

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利  
用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しては  
ならない。

(苦情処理)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か

ら同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日（当該指定介護予防訪問介護を提供した日をいう。）から五年間保存しなければならない。

（暴力団関係者の排除）

第四十条 指定介護予防訪問介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護の基本取扱方針）

第四十一条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第四十二条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たつての留意点)

第四十三条 指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、規則で定める事項に留意しながら行わなければならない。

#### 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス基準条例第四十四条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十五条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十六条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第四十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十七条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第二十六条第三項の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。



(従業者の員数)

第五十条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定  
居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に  
関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号。以  
下「指定居宅サービス基準条例」という。))第五十条第一項に規定す  
る指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、  
かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居  
宅サービス基準条例第四十九条に規定する指定訪問入浴介護をいう。  
以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい  
る場合については、指定居宅サービス基準条例第五十条第一項及び第  
二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規  
定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

(準用)

第四十八条 第一節、第四節(第十六条、第二十一条第一項、第二十三  
条、第二十八条並びに第三十五条第五項及び第六項を除く。)及び前  
節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。こ  
の場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介  
護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を  
受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条  
第二項及び第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介  
護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二  
十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十六条第三項  
中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるも  
のとする。

(従業者の員数)

第五十条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定  
居宅サービス基準条例  
第五十条第一項に規定す  
る指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、  
かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居  
宅サービス基準条例第四十九条に規定する指定訪問入浴介護をいう。  
以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい  
る場合については、指定居宅サービス基準条例第五十条第一項及び第  
二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規  
定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十二条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十二条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十二条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合等であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十二条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十二条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の

(新設)

(新設)

(新設)

提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十二条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十二条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第五十二条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十二条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導し  
なければならぬ。

(サービスの提供の記録)

第五十二条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防  
訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提  
供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条  
第四項の規定により利用者へ代わって支払を受ける介護予防サービス  
費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載し  
た書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を  
提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとと  
もに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な  
方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サ  
ービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を  
受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額  
その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者  
に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪  
問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合  
は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  
い。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示  
に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められ  
るとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第五十六条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十六条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第五十六条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲

(新設)

(新設)

(新設)

示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十六条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十六条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情処理)

第五十六条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し

(新設)

(新設)

(新設)

くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第五十六条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十六条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防

（新設）

（新設）



訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十六条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第五十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

(準用)

第六十四条

第一節、第四節（第五十二条の九、第五十三条第一項並びに第五十六条の八第五項及び第六項 を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において

、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、第五十二条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受け

(新設)

(準用)

第五十八条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第二十九から第三十八条まで及び第四十条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第九条及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第五十六条」と、第三十条中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十四条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二、第二十四、第二十九から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第一節、第四節（ 第五十三条第一項及

び 第五十八条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条 及び第三十一条 中「第二十条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、第二十条第一項 中「内容、当該指定介護予防訪問 介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受け

る介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と

、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十六条 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、

第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の十一まで及び第五十八条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第七十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防

る介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十六条 第九条、第十条、第十二条 第十四条 まで、第十六条 から第二十条 まで、第二十二條、第二十四條、第二十九條から第三十八條まで、第四十条及び第五十五条

の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第七十四条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第九条 から第十四条 まで、第十六条から第二十条 まで、第二十二條、第二十四條、第二十九條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十条、第五十五条及び第七十条の規定は、指定介護予防

問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第八十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三

、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第九十三条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十二条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第七章 削除

第九十八条から第一百七十七条まで 削除

問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第九条 及び第三十一条 中「第二十七条」とあるのは「第八十四条」と、第十四条 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十五条 第九条 から第十四条 まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条

及び第七十条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第九条 及び第三十一条 中「第二十七条」とあるのは「第九十三条」と、第十四条 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十九条 中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

## 第七章 介護予防通所介護

### 第一節 基本方針

第九十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な

限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第九十九条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をい

う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス基準条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人以下の場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

#### 四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ

るものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

第一百条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

#### 第三節 設備に関する基準

第一百一条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用

に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第百三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (利用料の受領)

第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (勤務体制の確保等)

第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介

護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

第二百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (非常災害対策)

第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。



5 指定介護予防通所介護事業者は、災害時に他の事業所等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

第一百七七条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第一百八条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日(当該指定介護予防通所介護を提供した日をいう。)から五年間保存しなければならない。

(準用)

第一百九条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十八条まで、第四十条及び第五十五条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十五条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第百十条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第百十一条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第百十二条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果<sub>レ</sub>を最大限高める観点から、規則で定める事項に留意しながら行わな

なければならない。

(安全管理体制等の確保)

第百十三条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡をすることその他の必要な措置を講じなければならない。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら

当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス基準条例第三百三十三条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位

時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第百三十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第百十五条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第一百六条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス基準条例第三百三十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第四十条及び第五十五条並びに第一節、第四節（第一百零八条第一項及び第九条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第一百七十七条において準用する第一百三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第二十五条及び第三十一条中「訪問介

(利用料等の受領)

第二百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第二百二十条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

「職員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(勤務体制の確保等)

第二百二十二条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために、必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百二十二条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百二十二条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)



3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、災害時に他の事業所等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(準用)

第二百二十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条

の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第二百二十二条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と

読み替えるものとする。

(定員の遵守)

第四百十一条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供す

(準用)

第二百二十五条 第九条 から第十四条 まで、第十六条 から第十八条 まで、第二十条 、第二十一条 、第二十四条 、第二十五条、第三十一条 、第三十二条 、第三十四条 から第三十八条 まで、第四十条 、第七十条

第二百二条及び第四百四条から第百六条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第九条 及び第三十一条 中「第二十七条」とあるのは「第二百二十二条」と、第十四条 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第四百条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(定員の遵守)

第四百十一条 (略)

(新設)

る場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第百四十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第百四十四条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十

六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の二第三項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項 中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十一条 第五十八条、第三百三十五条、第三百三十六條、第三百三十八

(新設)

(準用)

第百四十四条 第十条 から第十四条 まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十二條、第二十四條、第三十一条から第三十八條まで、第四十条、第五十五条

条及び第七條の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十一条 中「第二十七條」とあるのは「第百四十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四條第三項及び第百六條中「介護予防通所 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百六條第三項 中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十一条 第四十条、第三百三十五条、第三百三十六條、第三百三十八

条、第三百二十九条、**第四百一条**の二及び第四百二十二条から第四百四  
四条（**第二百二十二条**の二の準用に係る部分を除く。）までの規定は、  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。  
この場合において、第三百二十五条中「第四百十条」とあるのは「第百  
五十八条」と読み替えるものとする。

**(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)**

第六十七条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入  
所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短  
期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予  
防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以  
下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定  
介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予  
防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能  
型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防  
認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならな  
い。

（従業者の員数）

第六十八条（略）

2・3（略）

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規  
定する**指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等**として必要とされ  
る数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介

条、第三百二十九条 及び第四百二十二条から第四百四  
四条（**第四百条** の準用に係る部分を除く。）までの規定は、  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。  
この場合において、第三百二十五条中「第四百十条」とあるのは「第百  
五十八条」と読み替えるものとする。

**(指定介護予防 通所介護事業所等との併設)**

第六十七条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入  
所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短  
期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予  
防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以  
下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定  
介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所  
（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び  
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な  
支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下  
「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定  
する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）

又は社会福祉施設（以下「指定介護予防  
通所介護事業所等」という。）に併設しなければならな  
い。

（従業者の員数）

第六十八条（略）

2・3（略）

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規  
定する**指定介護予防 通所介護事業所等**として必要とされ  
る数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介

護従業者を確保するものとする。

5 (略)

(設備及び備品等)

第七十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 (略)

2〇4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第七十二条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第七十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の七まで、第五十六条の八(第五項及び第六項を除く)、第五十六条の九から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条並びに第四節(第三百三十七条第一項及び第四百四

護従業者を確保するものとする。

5 (略)

(設備及び備品等)

第七十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 (略)

2〇4 (略)

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第七十二条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第七十三条 第十条 から第十四条 まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第三十一条 から第三十四条 まで、第三十五条 (第五項及び第六項を除く)、第三十六条 から第二十八条 まで、第四十条、第五十五条、第四百四条、第四百六条、第四百七条、第三百三十条並びに第四節(第三百三十七条第一項及び第四百四

条を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第五十二条の十三第三項**中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、**第五十三条の二**中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、**第五十六条の四**中「**第五十六条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する**第四十条**」と、「**介護予防訪問入浴介護従業者**」とあるのは「**介護予防短期入所生活介護従業者**」と、**第二百二十二条の二第三項**中「**介護予防通所リハビリテーション従業者**」とあるのは「**介護予防短期入所生活介護従業者**」と、**第二百二十二条の四第三項**中「**ならない**」とあるのは「**ならない**」。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第三十七条第二項**中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「**基準該当介護予防短期入所生活介護**」と、同条第三項中「**前二項**」とあるのは「**前項**」と、**第四十一条第二項**中「**静養室**」とあるのは「**静養室等**」と、**第四十六条**中「**第三十条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する**第三十条**」と、「**前条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する前条」と、**第五十条**中「**医師及び看護職員**」とあるのは「**看護職員**」と読み替えるものとする。

(準用)

**第八十三条** **第五十二条**の三から**第五十二条**の七まで、**第五十二条**の九、**第五十二条**の十、**第五十二条**の十三、**第五十三条**の二、**第五十三条**の三、**第五十五条**、**第五十六条**の四、**第五十六条**の五、**第五十六条**の七から**第五十六条**の十一まで、**第五十八条**、**第二百二十二条**の二、**第二百二十二条**の四、**第二百二十三**条、**第二百三十五条**、**第三十六条**第二項及び**第四十二条**の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第五十六条**

条を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第二十条**第一項

中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、**第二十二条**中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「**基準該当介護予防短期入所生活介護**」と、**第三十一条**中「**第二十七条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する**第四十条**」と、「**訪問介護員等**」とあるのは「**介護予防短期入所生活介護従業者**」と、**第四十三条**第三項中「**介護予防通所**

**介護従業者**」とあるのは「**介護予防短期入所生活介護従業者**」と、**第六十三条**第三項中「**ならない**」とあるのは「**ならない**」。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第三十七条第二項**中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「**基準該当介護予防短期入所生活介護**」と、同条第三項中「**前二項**」とあるのは「**前項**」と、**第四十六条**中「**第三十条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する**第三十条**」と、「**前条**」とあるのは「**第七十三条**において準用する前条」と、**第五十条**中「**医師及び看護職員**」とあるのは「**看護職員**」と読み替えるものとする。

(準用)

**第八十三条** **第十条** から**第十四条** まで、**第十六条**、**第十七条**、**第二十条**、**第二十一条**、**第二十四条**、**第三十一条**、**第三十二条**、**第三十四条**から**第三十八条** まで、**第四十条**、**第五十五条**、**第六十四条**、**第六十六条**、**第二百二十三**条、**第二百三十五条**、**第三十六条**第二項及び**第四十二条**の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第三十一条**

条を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第二十条**第一項

の四中「第五十六条」とあるのは「第八十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、「**第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」**とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、**第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない」**。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第三百三十五条中「第四百十条」とあるのは「第八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。**

（準用）

**第九十八条 第五十八条、**第七十七条、第七十九条、第八十二条及び**第八十三条（第二百二十二条の二）**の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第八十三条中「第八十条」とあるのは「第九十五条」と読み替えるものとする。**

**第二百四条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（**法第八条の二第九項**に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2  
（略）

中「第二十七条」とあるのは「第八十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、**第四百条第三項** 中「介護予防通所 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、**第六十条第三項** 中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第三百三十五条中「第四百十条」とあるのは「第八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。**

（準用）

**第九十八条 第四十条、**第七十七条、第七十九条、第八十二条及び**第八十三条（第四百条）**の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第八十三条中「第八十条」とあるのは「第九十五条」と読み替えるものとする。**

**第二百四条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（**法第八条の二第十一项**に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2  
（略）

(削除)

(従業者の員数)

第二百五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者

の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス基準条例第二十八條第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準条例第二十八條第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合に

3

養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第六節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第二百五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者  
のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス基準条例第二十八條第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準条例第二十八條第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合に

つては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 看護職員又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。
  - イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居室サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ(略)  
三・四(略)  
3  
3  
3  
8

**第二百十条 削除**

つては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 看護職員又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。
  - イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居室サービスの利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ(略)  
三・四(略)  
3  
3  
3  
8

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合)にあっては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に提出しなければならない。



(準用)

第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の四及び第四百一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において

、第五十四条及び第五十六条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百二十七条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する

事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

(準用)

第二百十九条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十四條、第三十一条 から第三十八条 まで、第四十条、第五十四条、第五十五条、第六十六条 及び第七十条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第二百十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十四条 中「介護予防訪問入浴

、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百二十七条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予

防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百三十四条 (略)

2 受託介護予防サービス事業者は、**指定居宅サービス事業者**、指定介護予防サービス事業者**若しくは**指定地域密着型介護予防サービス事業者**又は指定事業者**でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、**指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう）、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第一百条に規定する指定通所介護をいう）、**指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション

、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービス及び第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、**規則で定める事業**

を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(準用)

第二百三十六条 **第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条**

**二、第二百九条から第二百十三条まで及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第二百**

第二百三十四条 (略)

2 受託介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス事業者**又は**指定地域密着型介護予防サービス事業者**でなければならない。**

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、**指定訪問介護**

、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護

とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(準用)

第二百三十六条 **第十二条**、第十三条、**第二十二條、第二十四條**、第三十一条 **から第三十八條** まで、**第四十條、第五十四條、第五十五條、第六六條**

**、第二百九条から第二百十三条まで及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において**

**、第三十一条** 中「第二十七條」とあるのは「第二百

三十三条」と、「**介護予防訪問入浴介護従業者**」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、**第五十六条の六**中「**指定介護予防訪問入浴介護事業所**」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と

**第二百二十二条の四第三項**中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第二十一条第二項**中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、**第二十五条**中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

**第二百三十九条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（**法第八条の二十項**の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

**第二百四十五条** 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防及び福祉用具に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

**2** 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識若しくは技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

三十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、**第三十三条** 中「指定介護予防訪問 介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、**第五十四条**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、**第六十条第三項** 中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、**第二十一条第二項**中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、**第二十五条**中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

**第二百三十九条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（**法第八条の二十二項**の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（適切な研修の機会の確保）

**第二百四十五条** 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防及び福祉用具に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

（新設）

(準用)

第二百五十条 第五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第二百二十二条の二

第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百四十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十三条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十三条 (略)

28 (略)

(準用)

第二百五十五条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十六条の九から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第二百二十二条の二

第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百四十条を除く。)、第三節、第四節(第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。)及

(準用)

第二百五十条 第九条 から第二十条 まで、第二十二条、第二十四条、第三十二条 から第三十八条 まで、第四十条、第五十五条 並びに第四百四条

第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条 中「第二十七条」とあるのは「第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条 中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項 中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条 中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条 中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二条 中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百四十四条第二項 中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具 計画の作成)

第二百五十三条 (略)

28 (略)

(準用)

第二百五十五条 第九条 から第十五条 まで、第十七条 から第二十条 まで、第二十二条、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条 から第三十八条 まで、第四十条、第五十五条 並びに第四百四条

第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百四十条を除く。)、第三節、第四節(第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。)及

び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。  
この場合において、**第五十二条の二**中「**第五十六条**」とあるのは「**第二百五十五条**において準用する**第二百四十四条**」と、「**介護予防訪問入浴介護従業者**」とあるのは「**福祉用具専門相談員**」と、**第五十二条の四**中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、**第五十二条の八****第二項**中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、**第五十二条の十二**中「**介護予防訪問入浴介護従業者**」とあるのは「**従業者**」と、**第五十二条の十三****第一項**中「提供日及び内容、当該**指定介護予防訪問入浴介護**について法**第五十三条**第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、**第五十二条の二**中「法定代理受領サービスに該当しない**指定介護予防訪問入浴介護**」とあるのは「**基準該当介護予防福祉用具貸与**」と、**第二百二十四条****第二項**中「**処遇**」とあるのは「サービスの利用」と、**第二百四十三条****第二項**中「法定代理受領サービスに該当しない**指定介護予防福祉用具貸与**」とあるのは「**基準該当介護予防福祉用具貸与**」と、同条**第三項**中「**前二項**」とあるのは「**前項**」と読み替えるものとする。

(準用)

**第二百六十四条** **第五十二条の二**から**第五十二条の八**まで、**第五十二条の十**から**第五十二条の十二**まで、**第五十三条の三**

、**第五十五条**、**第五十六条の三**、**第五十六条の五**から**第五十六条の十一**まで、**第五十八条**、**第二百二十二条の二****第一項**及び**第二項**、**第二百四十四条**から**第二百四十六条**まで並びに**第二百四十八条**の規定は、**指定特定介護予防福祉用具販売**の事業について準用する。この場合において、**第五十二条の二**中「**第五十六条**」とあるのは「**第二百六十四条**において準用する**第二百四十四条**」と、「**介護予防訪問入浴介護従業者**」とあるのは「**福祉用具専門相談員**」と、**第五十二条の四**中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う**特定介護予防福祉用具**の種目」と、**第**

び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。  
この場合において、**第九条** 中「**第二十七条**」とあるのは「**第二百五十五条**において準用する**第二百四十四条**」と、「**訪問介護員等**」とあるのは「**福祉用具専門相談員**」と、**第十一条** 中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、**第十五条** **第二項**中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、**第十九条** 中「**訪問介護員等**」とあるのは「**従業者**」と、**第二十条** 中「提供日及び内容、当該**指定介護予防訪問** 介護について法**第五十三条**第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、**第二十二条** 中「法定代理受領サービスに該当しない**指定介護予防訪問介護**」とあるのは「**基準該当介護予防福祉用具貸与**」と、**第二百二十四条****第二項** 中「**処遇**」とあるのは「サービスの利用」と、**第二百四十三条****第二項**中「法定代理受領サービスに該当しない**指定介護予防福祉用具貸与**」とあるのは「**基準該当介護予防福祉用具貸与**」と、同条**第三項**中「**前二項**」とあるのは「**前項**」と読み替えるものとする。

(準用)

**第二百六十四条** **第九条** から**第十五条** まで、**第十七条** から**第十九条** まで、**第二十四条**

、**第三十二条** から**第三十八条**まで、**第四十条**、**第五十五条**、**第二百四十四条** **第一項**及び**第二項**、**第二百四十四条**から**第二百四十六条**まで並びに**第二百四十八条**の規定は、**指定特定介護予防福祉用具販売**の事業について準用する。この場合において、**第九条** 中「**第二十七条**」とあるのは「**第二百六十四条**において準用する**第二百四十四条**」と、「**訪問介護員等**」とあるのは「**福祉用具専門相談員**」と、**第十一条** 中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う**特定介護予防福祉用具**の種目」と、**第**

五十二條の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二條の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十二條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百四十五條第一項及び第二百四十六條中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八條第一項中「第二百四十四條」とあるのは「第二百六十四條において準用する第二百四十四條」と読み替えるものとする。

十五條第二項 中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條 中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百四條第二項 中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百四十五條 及び第二百四十六條中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八條 中「第二百四十四條」とあるのは「第二百六十四條において準用する第二百四十四條」と読み替えるものとする。